

税と他の公金を一体的に徴収する組織の状況

	組織の状況 ※						取扱っているもの							
	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	組織名	人数	国保料	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	上水道料金	下水道料金	学校給食費	公営住宅家賃	その他
1 千葉市	○				債権管理課	22	○	○	○	○	○	○	○	保育料
2 銚子市		○			債権管理室	12	○	○	○					保育料、下水道事業受益者負担金
3 川崎市	○				納稅・債権管理課	46								保育園保育料
4 船橋市	○				債権管理課	47	○	○	○	○	○	○	○	保育料・下水道受益者負担金・療育療養に関する徴収金等の強制徴収公債権・奨学金返還金・し尿収集手数料他
5 館山市		○					○	○						
6 木更津市		○					○	○	○					保育園保育料、下水道事業受益者負担金
7 松戸市	○		○		債権管理課	33	○	○	○	○			○	公営企業を除く、移管のあった債権
8 野田市			○											
9 茂原市														
10 成田市		○			債権回収対策室	5		○	○		○			下水道受益者負担金、保育料、時間外保育料、その他非強制徴収債権の一部
11 佐倉市				○										
12 東金市		○		○	滞納整理係	9		○	○					
13 旭市														
14 習志野市	○				債権管理課	7	○	○	○	○	○	○	○	市の保有する全ての金銭債権
15 柏市		○			債権管理室	7	○	○	○	○	○	○	○	保育園保育料、こどもルーム保育料、母子寡婦福祉資金貸付金、児童手当返還金、児童扶養手当返還金、生活保護費返還金、高校入学準備資金貸付金等
16 勝浦市		○												
17 市原市		○												
18 流山市					債権回収対策室	5		○	○					保育料、下水道事業受益者負担金
19 八千代市	○				債権管理課	6	○	○	○					保育園保険料
20 我孫子市		○			債権回収室	3		○	○		○			保育園保育料、下水道受益者負担金、土地区画整理事業資産金、国保税
21 鴨川市				○										
22 鎌ヶ谷市				○										
23 君津市			○	○										保育園保育料
24 富津市				○										
25 浦安市				○										
26 四街道市	○				債権回収室	3		○	○					国保税・保育料
27 袖ヶ浦市			○	○										
28 八街市			○	○										
29 印西市			○	○	債権回収対策室	3		○	○					保育料
30 白井市			○	○										保育料(平成28年度から)
31 富里市				○										
32 南房総市			○	○										
33 北茨城市				○										
34 香取市														
35 山武市			○		債権回収対策室	3		○	○	○		○	○	保育所保育料、農業集落排水使用料、幼稚園保育料、学童クラブ利用料、病院診察代、生活保護費返還金、法人市民税
36 いすみ市				○					○	○				
37 大網白里市				○					○	○				
38 酒々井町			○	○					○	○				
39 茅町				○										
40 神崎町				○										
41 多古町				○										
42 東庄町				○										
43 九十九里町				○										
44 芝山町				○										
45 横芝光町				○										
46 一宮町					○									
47 瞳沢町					○									
48 長生村					○									
49 白子町					○									
50 長柄町					○									
51 長南町				○										
52 大多喜町				○										
53 御宿町				○										
54 錫南町				○										
市計	6	9	10	12										
町村計	0	0	5	12										
県計	6	9	15	24										

※「組織の状況」区分  
(ア) 債権回収を一元的に行う課を設置している。

※この表で国保税は、他の公金としていない。

(イ) 債権回収を一元的に行う課は設置していないが、室・班・係を設置している。

※南房総市は、合併前の団体が賦課した国保税の滞納繰越分を取扱っている。

(ウ) 収税担当課において、税以外の徴収を行っている。

(エ) 他の公金との一体的な徴収は行っていない。